

統一早期凍結システム (URS)
2013年3月1日

1. 苦情

1.1 苦情の申し立て

- 1.1.1 申し立て手続きは、対して、商標権とアクションの概要、ならびに商標所有者の救済の資格について述べた申し立てを電子的な手段でURSプロバイダに提出することで開始します。
- 1.1.2 申し立てごとに、適切な料金が発生します。料金については検討中です。料金は払い戻しできません。
- 1.1.3 1人のレジストラントの1件の申し立てを複数の関連する会社に対して受け付けることができます。1件の申し立てに複数のレジストラントを指定する場合、レジストラントどうしには何等かの関係があることを示す必要があります。

1.2 申し立ての内容

申し立てはプロバイダの用意するフォームを使用して提出されます。申し立てフォームには以下のスペースが含まれているものとします。

- 1.2.1 苦情の申立人の名前、電子メールアドレス、およびその他の連絡先情報。
- 1.2.2 苦情の申立人を代表して行動することを許可された人の名前、電子メールアドレスおよび連絡先情報。
- 1.2.3 レジストラントの名前(つまり Whois から利用可能な関連情報)、および Whois によってリストされた関連するドメイン名についての利用可能な連絡先情報。
- 1.2.4 申し立ての対象となる特定のドメイン名。各ドメイン名について、申立人は、現在利用可能な Whois 情報のコピー、ならびに申し立ての対象となる各ドメイン名に関連する Web サイトコンテンツの権利侵害部分についての記述およびコピー(入手可能な場合)を含めるものとします。
- 1.2.5 申し立ての根拠となり、苦情の申立人が権利を主張している特定の商標/サービスマーク(どの商品に対するものか、およびどのサービスに関連するものかを明記)
- 1.2.6 苦情の申立人が救済を求める権利を有することの説明となる申し立ての根拠の提示。これには以下が含まれます。

1.2.6.1. 登録されたドメイン名が文字商標と同一または似ているために見分けにくい。この文字商標は、(i) 申立人が国または地域で有効な登録を保持し、現在も使用中である。または (ii) 法廷手続きを通じて有効である。または (iii) URS 申し立てが提出された時点で有効な法令または条約によって特に保護されている。

- a. 使用を示すため、使用の証拠 (商用での現在の使用の宣言および1つの実例) が、Trademark Clearinghouse に提出され、検証された。
- b. 使用の証明は、URS 申し立てとともに直接提出することもできる。

また

1.2.6.2. レジストラントがドメイン名に対する合法的な権利や利害関係を持っていない。

また

1.2.6.3. ドメインが登録され、悪用されている。

レジストラントによる不正登録および使用の実態を示す状況の非排他的リストを以下に示します。

- a. レジストラントは、主として商標またはサービスマークの所有者である申立人あるいはその申立人の競合相手への販売、レンタル、またはドメイン名登録の譲渡の目的で、ドメイン名と直接関係する文書化された現金支払原価を超える対価でドメイン名を登録または取得した。または、
- b. レジストラントは、レジストラントがそのような行動様式に関わったことを条件として、商標所有者またはサービスマークが対応するドメイン名のマークを反映するのを防ぐため、ドメイン名を登録した。または、
- c. レジストラントは、主として競合相手のビジネスを混乱させる目的でドメイン名を登録した。または、

- d. レジストラントが、商用上の利益があるとして、インターネットユーザーをレジストラントのWebサイトまたはオンライン上のその他の場所に意図的に誘導した。その手段として、申立人のマークを、レジストラントのWebサイトまたは場所、あるいはそのWebサイトまたは場所の製品またはサービスのソース、スポンサーシップ、提携業務、または支持に使用した。

1.2.7 申立人が最大500文字までの自由形式の説明テキストを送信するためのボックス。

1.2.8. 申し立てが不適當な根拠によって提出されていないこと、また申し立てを提出するための誠意による根拠が十分にあることの証明。

2. 料金

2.1 プロバイダの料金表に設定された料金が、提出された申し立てとともに提出されるものとします。

2.2 同じレジストラントによって登録された15以上の紛争中のドメイン名がリストされた申し立ての場合は、勝訴当事者への回答料金の払い戻しの対象になります。いかなる場合でも、回答料金は申立人に請求される料金を超えないものとします。

3. 不服審査

3.1 申し立ては、提出要件に遵守しているかについてURSプロバイダによる最初の不服審査を受けます。これは申し立てに必要な情報がすべて含まれているかを調べる審査であり、一応の証拠のある事件が成立しているかを決定するものではありません。

3.2 不服審査は、URSプロバイダに申し立てが提出されてから2営業日以内に実施されるものとします。

3.3 この手続きはその性質上迅速であり、また料金は意図的に低く設定されていることから、提出要件に不備があってもそれを修正する機会はありません。

3.4 申し立てが提出要件を満たしていないとみなされた場合、当該の申し立ては却下されます。この場合、申立人が新たに申し立てを提出する機会はありません。以下の場合、最初の提出料金は払い戻しされません。

4. 通知およびドメインのロック

- 4.1 不服審査が完了し、申し立てが提出要件に準拠していることが確認されたら、URS プロバイダは速やかに(電子メールにより)レジストリ運用者に通知する必要があります。レジストリ運用者への通知には、申し立てのコピーを含めるものとします。URS プロバイダから申し立ての通知を受け取ってから 24 時間以内に、レジストリ運用者はドメインを「ロック」するものとします。これはレジストリがドメイン名の転送および削除を含む登録データへのすべての変更を制限することです。ただしドメイン名の解決は継続します。ドメイン名をロックしたら、レジストリ運用者は URS プロバイダに速やかに通知します(「ロックの通知」)。
- 4.2 レジストリ運用者からロックの通知を受け取ってから 24 時間以内に、URS プロバイダはレジストラントに申し立てを通知するものとします(「申し立ての通知」)。すなわち、Whois 連絡先情報にリストされたアドレスに申し立ての通知のハードコピーを送付し、申し立ての電子コピーを提供し、ロックされた状態を通知します。また、レジストラントが申し立てに答弁しなかった場合の潜在的な影響についても助言します。通知は全世界のレジストラントにとって明瞭で理解可能な内容でなければなりません。申し立ての通知は英語で記載し、プロバイダによってレジストラントの国または地域の主要言語に翻訳されます。
- 4.3 レジストラントへの申し立ての通知は、電子メール、ファックス(使用できる場合)、および郵便で送付するものとします。申し立てと、それに伴う証拠書類がもしあれば、電子的な手段で提供するものとします。
- 4.4 URS プロバイダはまた、レジストラに対して、電子的な方法で問題となっているドメイン名の記録を通知するものとします。これには、レジストラが ICANN に登録している住所を使用します。

5. 答弁書

- 5.1 レジストラントは、URS プロバイダが申し立ての通知をレジストラントに送付した日付から 14 暦日以内に、電子的な方法で URS プロバイダに答弁書を提出します。答弁書を受領したプロバイダは、答弁書およびそれに伴う証拠書類(もしあれば)のコピーを電子的な方法で申立人に送付します。
- 5.2 相手方は、申し立てに同じレジストラントに対する 15 以上の紛争中のドメイン名がリストされている場合は、2.2 項に規定された回答料金を支払うものとします。紛争中のドメイン名の数が 15 以上の場合、回答料金は勝訴当事者に払い戻されます。レジストラントが、不履行と宣言される前または不履行裁定後 30 暦日以内にその答弁書を提出すれば、追加の提出料金は請求されません。答弁書が不履行裁定から 30 暦日以上を過ぎて提出された場合、申し立ての中のドメイン名の数にかかわらず、再検査のために補足に規定された合理的な払い戻し不可の料金を支払うものとします(URS 手続き 2.2 で要求される適用可能な回答料金に加えて)。

- 5.3 レジストラントの要請があれば、URS プロバイダによって、回答までの制限付きの期間延長が認められる場合があります。それには、そのように要請するための誠意による根拠が存在し、かつ、要請が所定の回答期間中、不履行後、または不履行裁定後 30 暦日以内に受領される必要があります。いかなる場合も、期間の延長は 7 暦日を超えないものとします。
- 5.4 答弁書の長さは添付資料は別として 2,500 文字を超えないものとし、その内容には以下を含むものとします。
- 5.4.1 レジストラントデータの確認
- 5.4.2 申し立ての根拠となる理由についての個別の承認あるいは否認。
- 5.4.3 申立人の主張と矛盾する弁護。
- 5.4.4 内容が真実で正確であるという陳述。
- 5.5 URS の早急性という意図された性質、および勝訴した申立人に与えられる解決策のため、レジストラントによる正当な救済のための主張は、申立人が不正な申し立てを提出したという陳述を除いて認められません。
- 5.6 答弁書が提出され、答弁書がその提出要件に準拠していると URS プロバイダが判断した場合(同じ日とする)、申し立て、答弁書および補足資料は、URS プロバイダによって選定された資格のある監査法人に速やかに送付され、調査と裁定が行われます。提出された資料のすべてが監査法人によって検討されます。
- 5.7 答弁書には、以下のいずれかの状況を陳述することにより、不正登録の主張に反駁する事実を含めることができます。
- 5.7.1 レジストラントに紛争を通知する前に、商品またはサービスの真実の提供に関連するドメイン名またはドメイン名に対応する名前がレジストラントによって使用されたこと、または証明可能な使用の準備があったこと。または、
- 5.7.2 レジストラントが商標またはサービスマークの権利を得ていなくても、レジストラント(個人、会社またはその他の組織)がドメイン名によって一般に知られている。または、
- 5.7.3 レジストラントは、商売上の利益を目的として顧客を間違った方向に誘導したり、サービスマークを判読しづらくするようなことをせずドメイン名を合法的または正当に使用している。

すべての証拠の評価に基づき、このような主張が監査法人によって証明された場合は、レジストラントを支持する結論が導かれます。

5.8 レジストラントはまた、たとえば、以下のいずれかを提示することによってドメインの使用は悪意による使用ではないことを示し、申し立てに対する弁明を主張することができます。

5.8.1 ドメイン名は総称的また記述的なもので、レジストラントは、公正に使用している。

5.8.2 ドメイン名サイトは、監査法人により公正な使用として認められた人物または会社にちなんで、またはそれらを批評する目的でのみ運用されている。

5.8.3 レジストラントは、ドメイン名を、紛争の相手方と結んだ、現在も効力のある書面による契約に明示された条件に基づいて所有している。

5.8.4 ドメイン名はより広いパターンまたは流れの中での不正な登録には含まれない。なぜならば、問題のドメイン名は、レジストラントによって登録された他のドメイン名とは明らかに異なる種類または性質のものであるからである。

5.9 監査法人が検討するその他の要素:

5.9.1 利益を目的としたドメイン名の取引、およびドメイン名の大量のポートフォリオを所有していること自体は、URSにおける不正使用を示すものではありません。ただし、そのような行動は、紛争の状況によって特定の場合に不正使用となる場合があります。監査法人は、それぞれの事例をその指標に基づいて審査する必要があります。

5.9.2 トラフィックの売上(すなわち、ドメイン名をパーキングページに接続して、クリック単位またはビュー単位の収益を得ること)自体は、URSにおける不正使用を示すものではありません。ただし、そのような行動は、紛争の状況によって特定の場合に不正使用となる場合があります。監査法人は以下を考慮します。

5.9.2.1. ドメイン名の性質

5.9.2.2. ドメイン名に関連付けられたパーキングページの広告リンクの性質

5.9.2.3. ドメイン名の使用が最終的にレジストラントの責任であること

6. 義務の不履行

- 6.1 14 暦日の回答期間 (延長期間が認められていればその期間) が過ぎてもレジストラントが回答を提出しない場合、申し立ては不履行の状態に進みます。
- 6.2 いずれの場合も、プロバイダは、不履行通知を電子メールによって申立人とレジストラントに送付し、郵便とファックスによってレジストラントに送付します。不履行期間中、レジストラントは、サイトのコンテンツを変更して正当に使用していると主張することを禁止され、Whois 情報を変更することも禁止されます。
- 6.3 すべての不履行の事例は監査へと移されて、申立の指標に基づいて審査されます。
- 6.4 不履行の事例を監査した後、監査法人が申立人に有利な判断を下した場合、レジストラントは、不履行通知の発効日から 6 ヶ月以内に答弁書を提出し、新たな審査により不履行からの救済を求める権利を有するものとします。レジストラントはまた、最初の 6 ヶ月の期限が切れる前に期間延長を申請すると、さらに 6 ヶ月の期間延長を申請することができます。
- 6.5 答弁書が以下の後で提出されるとします。(i) 相手方が不履行になる (答弁書が上記 6.4 に従って提出される場合)、および (ii) 上記の通知要件に従って適切な通知が提供される。すると、ドメイン名は、できるだけ速やかに元の IP アドレスに解決されますが、答弁書が不履行前に適切なタイミングで提出された場合と同じようにロックされたままになります。不履行後の答弁書の提出は、不服申し立てにはなりません。事例は、適切なタイミングで提出された場合と同じように扱われます。
- 6.6 不履行の事例を監査した後、監査法人がレジストラントに有利な判断を下した場合、プロバイダは、ドメイン名をロック解除し、ドメイン名登録の完全な制御をレジストラントに返すようレジストリ運用者に通知します。

7. 監査法人

- 7.1 プロバイダによって選定された1つの監査法人がURS手続きに参加します。
- 7.2 監査法人は、証明可能な関連する法的背景(商標法など)を有する必要がある、トレーニングを受け、URS手続きの認定を受ける必要があります。特に、監査法人にはURSの要素および弁護についての指示、およびURS手続きの監査を実行する方法が提供されるものとします。
- 7.3 所定のURSプロバイダによって使用される監査法人は、フォーラムまたは監査法人のショッピングを回避するため、実現可能な範囲でローテーションされるものとします。URSプロバイダには、すべての認定された監査法人と同等に協力することが推奨され、理由のある例外(言語のニーズ、不履行、不正行為など)については、その都度の分析によって判断します。

8. 監査基準と証明責任

- 8.1 資格のある監査法人が、その判断を実行に移す際に適用される基準は以下のいずれかです。
 - 8.1.2 登録されたドメイン名が文字商標と同一または似ているために見分けにくい。この文字商標は、(i) 申立人が全国または地域で有効な登録を保持し、現在も使用中である。または (ii) 法廷手続きを通じて有効である。または (iii) 現時点で有効であり、かつ URS 申し立てが提出された時点で有効であった
法令または条約によって特に保護されている。
 - 8.1.2.1 使用を示すため、使用の証拠(商用での現在の使用の宣言および1つの実例)が、Trademark Clearinghouseに提出され、検証された。
 - 8.1.2.2 使用の証明は、URS申し立てとともに直接提出することもできる。
 - 8.1.2 レジストラントがドメイン名に対する合法的な権利や利害関係を持っていない。および
 - 8.1.3 ドメインが登録され、悪用されている。
- 8.2 証明責任は、明確で説得力のある証拠であるものとします。

- 8.3 URS の事案が申立人に有利な結論に至るよう、監査法人は、重要事実の純粋な問題が存在しないという裁定を与えるものとします。このような裁定には以下が含まれます。(i) 申立人はドメイン名に対する権利を持つ。また、(ii) レジストラントはドメイン名に対する権利または正当な利害関係を持たない。これは、申立人がドメイン名における商標権を実証する適切な証拠(たとえば商標登録の証拠、およびドメイン名が登録され、URS に違反した形で不正に使用されているという証拠)を示さなければならないことを意味します。
- 8.4 監査法人が、申立人がその証明責任を満たしていない、または重要事実の純粋な問題がいずれかの要素に関連していると判断した場合、監査法人は、URS で利用可能な救済のもと、申し立てを拒否します。すなわち、申し立てが却下されるのは、証拠が提示された場合、または問題のドメイン名の使用が権利を侵害するものではなく、商標を公正に使用しているということを示す証拠を監査法人が入手した場合です。
- 8.5 ドメイン名の登録および商標の使用が不正であるとする純粋に係争可能な問題がある場合、申し立ては却下され、URS 手続きは終了します。URS への訴え、UDRP、または裁判所の手続きを利用する権利は維持されます。URS は、事実の未決問題の手続きに使用することは意図しておらず、商標乱用の明白な事例のみを扱います。
- 8.6 言い換えれば、3 つの基準すべてが明瞭で説得力のある証拠によって満たされ、純粋に係争可能な問題がない場合、監査法人は、申立人に有利な裁定を下します。基準のいずれかが満たされていないことを認めた場合、監査法人は要求された救済を拒否し、URS 手続きを終了するものとします。この場合、申立人が、管轄裁判所または UDRP において手続きを実行する権限が失われることはありません。

9. 裁定

- 9.1 発見またはヒアリングはありません。証拠は申し立ておよび答弁書とともに提出された資料であり、それらの資料は、監査法人が裁定を下すために使用される全記録として使用されます。
- 9.2 申立人が証明責任を満たせば、監査法人は申立人に有利な裁定を下します。裁定は URS プロバイダの Web サイトに公開されます。ただし、裁定には、関係する URS 手続き以外についての予防的な効果はありません。
- 9.3 申立人が証明責任を満たさない場合、URS 手続きは終了し、ドメイン名登録の完全な制御はレジストラントに返されます。
- 9.4 URS 手続きに起因する裁定は、規則に従い、URS プロバイダによってプロバイダの Web サイトに公開されます。

- 9.5 また、裁定は **URS** プロバイダによってレジストラント、申立人、レジストラおよびレジストリ運用者に電子メールで送信され、裁定に準拠するようにレジストリ運用者がとるべき救済および必要なアクションを規定します。
- 9.6 **URS** 手続きを早急を実施するため、監査は、**14** 日の回答期間 (延長期間が認められていればその期間) が経過したとき、または答弁書を提出したときのいずれか早い時点で開始します。裁定は、監査が開始してから **3** 営業日以内という目標のもと、早急に下されます。ただし、異常な状況がない限り、裁定は答弁書が提出されてから **5** 日以内に発表する必要があります。

10. 救済

- 10.1 申立人に有利な裁定が下された場合、裁定はレジストリ運用者、申立人、相手方およびレジストラに直ちに送信されるものとします。
- 10.2 裁定を受け取るとすぐに、レジストリ運用者はドメイン名を停止するものとします。これは残りの登録期間停止され、その間、ドメイン名は元の **Web** サイトに解決されません。レジストリ運用者は、ネームサーバーを **URS** プロバイダにより提供される **URS** についての情報 **Web** ページに転送します。**URS** プロバイダはこのようなページにその他のサービスを呈示することは許可されず、直接的にであれ間接的にであれ広告の目的で **Web** ページを使用することはできません (自身のためであっても第三者のためであっても)。ドメイン名の **Whois** には、ネームサーバーの転送を除き、元のレジストラントの情報がすべて表示され続けるものとします。またレジストリ運用者は、登録の有効期間中にドメイン名を譲渡、削除または変更できないことを **Whois** に反映するものとします。
- 10.3 申し立てに成功した申立人は、商業レートでさらに **1** 年間登録期間を延長することができます。
- 10.4 申立人に有利な裁定が下されると、その他の救済策は利用できません。
- 10.5 監査法人が相手方に有利な裁定を下した場合、プロバイダは、ドメイン名をロック解除し、ドメイン名登録の完全な制御をレジストラントに返すようレジストリ運用者に通知します。

11. 不正な申し立て

- 11.1 **URS** は、商標所有者によるプロセスの乱用に対するペナルティを組み込むものとします。
- 11.2 監査法人が以下のように判断した場合、申し立ては不正であるとみなされます。
- 11.2.1 嫌がらせ、不要な遅延、あるいは業務の遂行に必要なコスト増大をもたらすような不適切な目的のためにのみ提示される。
また、

- 11.2.2 (i) 要求または他の主張が、現行法あるいはURS 基準によって保証されなかった。または (ii) 事実の主張を支持する証拠に欠けていた
- 11.3 監査法人は、申し立てに含まれる事実の表明が、その表明の時点でその事実が虚偽であるという知識があつて行われていて、それが真実であれば URS 手続きの結果に影響を及ぼすものである場合、申し立てには意図的で重大な虚偽が含まれていると判断する場合があります。
- 11.4 当事者が2つの不正な申し立て、または1つの「意図的で重大な虚偽」を提出したとみなされた場合、その当事者は、申立人に以下のいずれかが認められたという裁定の発表後、1年間は URS を利用することができなくなります。(i) 2つ目の不正な申し立てを提出した。または (ii) 意図的で重大な虚偽を提出した。
- 11.5 「意図的で重大な虚偽」が2回提出された場合、申立人は URS を永久に使用できなくなるものとします。
- 11.6 URS プロバイダは除外された当事者、および監査法人によって不正な申し立てまたは意図的で重大な虚偽を提出したとみなされた当事者を識別し追跡するものとします。
- 11.7 管理上の理由、またはメリットに対する裁定のために申し立てを却下した場合は、不正な申し立てを提出したことの証拠にはなりません。
- 11.8 申し立ての提出が不正だった、または意図的で重大な虚偽が含まれていたという結論が得られた場合、監査法人がその判断を乱用した、もしくは恣意的あるいは一貫性のない方法で行動したという根拠に基づいてのみ不服申し立てをすることができます。

12. 不服申し立て

- 12.1 いずれの当事者も、URS 手続き内の既存の記録に基づき、不服申し立てのための妥当な費用で、裁定に対する新しい不服申し立てを申請する権利を有するものとします。控訴人は、なぜ控訴人が監査法人の裁定が不正であると主張しているのかなど、当事者が不服申し立てをしている特定の理由を識別しなければなりません。
- 12.2 不服申し立ての費用は控訴人が用意するものとします。追加費用を支払うことにより、裁定に対する重要な新しい許容できる証拠を導入するための制限付きの権利が許可されます。ただし、その証拠は明らかに申し立ての提出よりも以前に存在している必要があります。プロバイダによって選定された不服申し立てパネルは、その独自の裁量により、いずれかの当事者からさらなる陳述または文書を請求することができます。

- 12.3 不服申し立てを提出しても、ドメイン名の解決は変更されません。たとえば、申立人に有利な裁定が下されたためにドメイン名が元のネームサーバーに解決されない場合でも、ドメイン名は **URS** プロバイダによって提供される情報のページを参照し続けるものとします。レジストラントに有利な裁定が下されたためにドメイン名が元のネームサーバーに解決される場合、不服申し立てプロセスの間もドメイン名は解決され続けるものとします。
- 12.4 不服申し立ては、不履行または最終裁定が公開されてから **14** 日以内に提出される必要があります。また、答弁書は、不服申し立てが提出されてから **14** 日以内に提出される必要があります。
- 12.5 不服申し立てパネルによる、不服申し立ておよび結論の通知は、**URS** プロバイダによってレジストラント、申立人、レジストラおよびレジストリ運用者に電子的な方法で送付されるものとします。
- 12.6 不服申し立てのための上記以外のプロバイダの規則および手続きが適用されるものとします。

13. その他の利用可能な救済策

URS の裁定は控訴人が利用できる他の救済策を妨げないものとします。たとえば、**UDRP** (控訴人が申立人である場合)、あるいは管轄裁判所において利用可能なその他の救済策などです。当事者にとって有利または不利な **URS** の裁定は、**UDRP** あるいは他の手続きの当事者にとって不利に働かないものとします。

14. **URS** の審査

URS 手続きの審査は、最初の監査法人による裁定が公開されてから **1** 年後に開始します。審査が終了すると、統計情報など手続きの使用に関するレポートが公開され、手続きの有用性および有効性についての公開コメントとして投稿されます。